

# みどりみらい 2nd SEASON ぐんじとしのりの議会報告

2005/11/10 Vol. 72 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362  
E-MAIL ID / mmirai@kitemachi.com

## 印西市議会/平成 17 年第 3 回定例会報告 ( 5 )

### ～ ( 続 ) パチンコ屋の出店をどう考えていますか

いつもお世話になっております。印西市議会第 3 回定例会 ( 9 月議会 ) は、10 月 14 日 ( 金 ) までの会期日数 37 日間に行われ、条例の制定を 2 件、条例の一部改正を 5 件、平成 17 年度補正予算を 4 件、人事案件に伴う同意 2 件、請願 3 件のほか、平成 16 年度の決算認定他議案審議を行ない、閉会しました。今回も、9 月議会での私からの一般質問、市執行部からの回答を中心にご報告していきたいと思っております。

9/12 ( 月曜日 ) に、代表質問に立ちました。

以下、市当局の回答です。

#### 1. 印西市のまちづくりについて

千葉ニュータウン中央駅前では、南口旧ダイエー跡地にパチンコ屋やゲームセンターの進出を住民が知らないうちに許し、住民の苦情が起こったとともに、街の景観を品のないものになっている。それにも関わらず、印西市当局は何ら対策を講じず、再びその東側にパチンコ屋の出店を許そうとしている。

千葉ニュータウンの表玄関である駅前にパチンコ屋が 2 軒も並ぶというのはまちづくりについての理念が全くないに等しいと考える。

( 3 ) パチンコ屋の出店について、制限を行い、積極的に関与していこうとする自治体が全国レベルではあるにも関わらず、印西市では「風営法で認められているから、市が直接関与できるものではない」と他自治体の事例の研究さえ行われていないようだ。

#### ( 再質問 / 抜粋 )

1. パチンコ屋・ラブホテル・ゲームセンターを規制する条例を見たことがありますか。
2. なぜ印西市では条例の制定をできないのでしょうか。国や県のいいなりでいいのでしょうか。その理由は何でしょうか。
3. 宝塚市 ( ぐんじ注 / 先進市として事例を提示 ) では、条例を実効性あるものとするために、県、警察、法務省にまで相談にいったそうです。印西市ではパチンコ屋・ラブホテル・ゲームセンターを規制する条例を制定できないのでしょうか。

#### ( 回答 / 都市建設部長 抜粋 )

- \* 宝塚市の条例については研究しているところであり、そういった意味では見たことがあります。
- \* 当市では、都市建設手法であるとか特別用途地域や地区計画等によって立地規制が可能かどうかを検討していきたいと考えています。( 宝塚市でも商業地への立地規制は行っていません。 )

#### ( ぐんじとしのりから市民の皆様へ )

再質問に先立って、私より執行部に対して宝塚市他の先進市の事例を紹介させていただきました。そもそも、地方自治体が条例によりパチンコ店の建築を規制することの適否については、以下のような論点があり、「条例の運用にあたっては慎重な対応を余儀なくされる」というのが通説です。

- 風営法、建築基準法等に基づくパチンコ店の規制
- 条例と法令の関係 / 条例による財産権の制約
- パチンコ店等建築規制条例と風営法との関係 ( 規制の目的、規制方法、風営法の規制基準の趣旨 )
- パチンコ店等建築規制条例と建築基準法との関係

印西市が再質問の回答で伝えてきたことは「通説」に従ったものであり、市民の立場に立って

積極的にパチンコ屋の規制に対して取り組んでいこうとする姿勢とはかけ離れたものです。 事実、今回の再質問の回答と、以前から私に伝えていた（パチンコ屋の出店については）「開発指導要綱」の見直しを現在行っているの、その見直しで対応していきたいという回答は同じものでした。しかし実際のところ、「開発指導要綱」を変更することによって、パチンコ屋をはじめとする、ラブホテル、ゲームセンターの出店を規制することができるのか？と言われると「難しい」というのが事実です。

このままの状態を放置すると、今度は木下街道沿いにラブホテルが林立という状態にもなりかねません。今、何をしなければならないのか？例えば、鎌ヶ谷市ではパチンコ屋の駐車場スペースにゲームセンターをつくるという話からそれはまずいのではないかということで「教育環境保全条例」ができています。我孫子市では「ラブホテルを規制する条例」を制定している。 翻って印西市。パチンコ屋の出店について反対の声は市民から何度もあがっているにも関わらず無為無策。これでいいのでしょうか？

私は以下のように「（規制は難しいかもしれないが）印西市を出店候補地にしないまちづくり」をするために以下のような、条例案（一部のみ抜粋）を提示し、執行部に充分検討するように伝えています。

#### **（事前説明会）**

- 第 10 条 対象施設を建築しようとする者は、当該対象施設に係る建築確認の申請の 60 日前迄に建築予定地周辺の住民等（以下この条及び次条において「住民等」という。）を対象とした事前説明会を開催し、当該対象施設に係る建築の計画についての説明を行わなければならない。
- 2 前項の規定により事前説明会を開催する者（次項において「開催者」という。）は、対象施設に係る建築の計画について、住民等の理解を得るよう努めなければならない。
- 3 開催者は、開催した事前説明会に関する報告書を作成し、同意の申請の際に、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、審査会の意見を聴く場合は、前項の報告書を審査会に提出しなければならない。
- 5 第 1 項の事前説明会の開催方法等については、規則で定める。

#### **（意見書）**

- 第 11 条 前条第 1 項に規定する事前説明会に参加した住民等は、対象施設に係る建築の計画について、当該事前説明会が終了した日の翌日から起算して 14 日を経過する日までに、良好な居住環境等の保全又は向上の見地から市長に意見書を提出することができる。
- 2 市長は、審査会の意見を聴く場合は、前項の意見書を審査会に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の意見書の提出に関する事項は、規則で定める。

### **ニュータウン等対策特別委員会が開催されました。**

11 月 1 日（火曜日）に特別委員会が開催され、私は委員ではありませんでしたが、傍聴に参りましたので、今回は議題のみを皆様に提示して、ご報告申し上げます。

- \* 成田新高速鉄道の進捗状況について > 2010 年開業に向けてのスケジュールについて等
- \* 千葉ニュータウン事業見直しについて
  - > 平成 25 年収束にむけての見直しの方向（土地利用計画、道路計画等）とスケジュールについて

### **市政報告会を実施します。**

市議会会派「市民自治ネットワーク」（ぐんじとしのり、ますだようこ）では以下の日程で議会報告会を開催いたします。お時間があるかたはお越しくください。（資料はご用意させていただきます。）

平成 17 年 11 月 20 日（日曜日） 14 時 00 分～16 時 00 分

於：中央駅前センター（2 階 第一会議室）/ 保育サービスを行います。

（\* 保育サービスを希望される方は事前にご連絡をお願いいたします。）

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と手を携えていきたいと思っております。よろしくごお願い致します。

ぐんじとしのり